

さいたま市	区分	所有者コード -
-------	----	-------------

先端設備等導入計画に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート

以下必要事項を記入した本チェックシートを、償却資産申告書に添付してください。

※このチェックシートは、特例対象期間中は毎年度添付してください。

年 月 日

先端設備等導入計画に係る認定を受けた事業者名

担当者名・連絡先

リース事業者名（リース資産で、リース事業者が申告する場合）

担当者名・連絡先

①必要提出書類について【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「シ」をチェックしてください】 ※特例適用2年度目以降は、1のみ提出し、チェックしてください。		
項番	提出書類	申請者用 チェック欄
1	償却資産申告書・種類別明細書（提出用）	
2	先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）	
3	先端設備等導入計画に係る認定書（写）	
4	先端設備等に係る投資計画に関する確認書（写）	
5	（リース資産で、リース事業者が申告する場合）リース契約見積書（写）	
6	（リース資産で、リース事業者が申告する場合）公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写）	

②課税標準の特例対象条件の確認について【下記内容について提出前に認定を受けた事業者の確認を行い、当てはまるものに○をつけてください】												
項番	確認内容	当てはまるものに ○をつける										
1	先端設備等導入計画の申請者が 会社及び資本又は出資を有する法人 の場合	賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、 資本金又は出資の総額は1億円以下ですか？	はい いいえ									
	先端設備等導入計画の申請者が 資本又は出資を有しない法人や個人 の場合	賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、 従業員数は1,000人以下ですか？	はい いいえ									
2	賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、①又は②に該当していますか？ （①又は②に該当する法人は課税標準の特例の適用対象外です。） ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金又は出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人により完全支配関係がある法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人 ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人	はい いいえ										
3	課税標準の特例を届け出る資産は1単位あたり下表の取得価額ですか？ <table><thead><tr><th>資産の種類※1、2、3</th><th>取得価額</th></tr></thead><tbody><tr><td>機械及び装置</td><td>160万円以上</td></tr><tr><td>工具</td><td>30万円以上</td></tr><tr><td>器具及び備品</td><td>30万円以上</td></tr><tr><td>建物附属設備※4</td><td>60万円以上</td></tr></tbody></table>	資産の種類※1、2、3	取得価額	機械及び装置	160万円以上	工具	30万円以上	器具及び備品	30万円以上	建物附属設備※4	60万円以上	はい いいえ
	資産の種類※1、2、3	取得価額										
機械及び装置	160万円以上											
工具	30万円以上											
器具及び備品	30万円以上											
建物附属設備※4	60万円以上											
※1 償却資産として課税されるものに限る。 ※2 令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した資産に限る。 ※3 中古資産ではないこと。 ※4 家屋として課税されるものを除く。												
4	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」記載の先端設備等の取得価額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか？ （「いいえ」の場合はその理由（例：見積り価格と実際の購入価格との差額によるもの）を下欄にご記入ください。 差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。）	はい いいえ										
	（理由）											